

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の運用基準

小 山 市

(目 的)

第1 この基準は、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成11年栃木県条例第25号。以下「条例」という。）及び栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年栃木県規則第55号。以下「規則」という。）の施行に関し、栃木県知事の権限に属する事務の一部委譲により、その事務が小山市に移管された事務の運用基準を定めることにより、条例及び規則の運用の適正化を図り、ひとにやさしいまちづくりの推進と市民の福祉の増進に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2 この基準は、条例及び規則に係る事務のうち、次に掲げるものについて、適用する。

条例第16条第1項及び第2項の規定による届出の受理

条例第17条の規定による指導等

条例第18条の規定による届出の受理

条例第19条の規定による検査

条例第21条の規定による交付

(公共的施設及び特定施設)

第3 この基準において「公共施設」及び「特定施設」とは、条例及び規則に定める施設で別表第1に定める建築物をいう。

(届出書)

第4 条例第16条第1項又は第2項の規定による届出は、特定施設新築等工事（変更）届出書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

特定施設整備項目表（別記様式第2号）

当該施設の区分に応じ、別表第3に掲げる図面

その他市長が必要と認める図書

(指導又は助言)

第5 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しないと認める場合は、当該届出をした者に対して、必要な指導又は助言を行うことができる。

(工事完了の届出)

第6 条例第18条の規定による届出は、特定施設工事完了届出書（別記様式第3号）により行うものとする。

(適合証の交付の請求)

第7 条例第21条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（別記様式第4号）により行うものとする。

附 則

この基準は、平成12年10月1日から施行する。